

番 号	5 請願第 1 号 (総務委員会付託)
受理年月日	令和 5 年 6 月 9 日
件 名	「消費税インボイス制度の2023年10月からの実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求めることについて
提 出 者	三鷹市所在 消費税廃止三鷹各界連絡会 代表 沢崎 郁夫 ほか 75人
紹介議員	大城 美幸
要 旨	
<p>(趣旨)</p> <p>ウクライナ情勢や深刻な物価高騰により、依然として私たち市民の仕事や生活は厳しい状況であるにもかかわらず、政府は2023年10月より消費税のインボイス制度を導入しようとしています。</p> <p>インボイス制度が導入された場合、多くの免税事業者が取引先からインボイスの発行を求められ課税事業者になることを余儀なくされます。仮に建設業の一人親方がインボイスの登録により課税事業者となった場合、年収500万円で約18万円もの新たな税負担となります。さらに仕入れ税額控除を行うためには、税率ごとの請求書の仕分など膨大な実務負担が増えることとなります。</p> <p>一方で、個人事業者におけるインボイスの登録は4月末時点で43.2%と依然として登録が進んでおらず、十分に周知が行われているとは言い難い状況です。政府は、免税事業者の税負担・事務負担を軽減するためとして制度導入から3～6年間の特例措置を設けましたが、制度を複雑化させることで現場ではより混乱することが懸念されます。</p> <p>インボイス制度は、建設業、タクシー業界、アニメ業界、声優業界などフリーランスで働いている免税事業者をはじめ、ほぼ全ての人に影響を及ぼします。このままインボイス制度が実施されれば、多くの事業者が事業継続の瀬戸際に立たされるだけでなく、地域経済の停滞を引き起こしかねません。</p> <p>私たちは、インボイス制度の10月からの実施について、国に再考することを強く求めます。以上のことから下記のことをお願いいたします。</p> <p>(請願事項)</p>	

- 1 消費税インボイス制度の2023年10月からの実施について再考を求める意見書を採択し、政府に送付していただくこと。